

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 5 号

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 12 条第 9 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 20 条第 2 項、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） <u>第 19 条</u> 及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 12 条第 9 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 20 条第 2 項、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） <u>第 21 条</u> 及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（ <u>教育長</u> 、臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。
(定数)	(定数)
第 2 条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。	第 2 条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職	(2) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職

<p>員のうち市長の補助機関たる職員 <u>515人</u></p> <p>(3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>37人</u></p> <p>(4)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に規定する教育委員会の事務局の職員 26人</p> <p>(11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>40人</u></p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>員のうち市長の補助機関たる職員 <u>513人</u></p> <p>(3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>38人</u></p> <p>(4)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育委員会の事務局の職員 26人</p> <p>(11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>43人</u></p> <p>2及び3 <省略></p>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この条例による改正前の瀬戸市職員定数条例第1条中教育長に関する部分は、なおその効力を有する。